

就業規則（変更）届

令和 3 年 10 月 13 日

横浜北 労働基準監督署長 殿

今回、別添のとおり当社の就業規則を制定・**変更**いたしましたので、
意見書を添えて提出します。

主な変更事項

条文	改正前	改正後
第9条 ⑮	別紙1参照	(条項変更) 別紙2の通り
第10条	別紙1参照	(条文変更) 別紙2の通り
第10条 1~4	別紙1参照	(新設条項) 別紙2の通り
第17条 ①	別紙1参照	(条項変更) 別紙2の通り
第17条 2	別紙1参照	(新設条項) 別紙2の通り
第27条 2	別紙1参照	(条項変更) 別紙2の通り



労働保険番号	都道府県	所轄	管轄	基幹番号				枝番号			被一括事業番号						
	1	4	1	0	6	0	4	4	7	7	4	0	0	0			
ふりがな	いっぱんしゃだんほうじん ほいくしつうっず																
事業場名	一般社団法人 保育室ウッズ																
所在地	横浜市港北区網島西 2-1-7 MAC 網島コート 2階										TEL 045-547-6151						
使用者職氏名	代用理事 二村 昌代																
業種・労働者数	保育所						企業全体						22 人				
							事業場のみ						22 人				

前回届出から名称変更があれば旧名称
また、住所変更もあれば旧住所を記入。

意見書

令和3年10月13日

一般社団法人 保育室ウッズ 殿

令和3年10月13日付をもって意見を求められた就業規則案について、下記のとおり意見を提出します。

記

特別意義はありません。



労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
労働者の過半数を代表する者の選出方法（

職名 保育士
氏名 坂本 智美
話し合い

）

別紙 2

第9条 遵守事項

社員は、職場の秩序を保持するため、次に挙げる行為をしてはならない。

- ① ウッツの名誉を害し、信用を傷つける行為をすること。
- ② 健康に留意せず、保育室ウッツの業務に支障をきたすこと。
- ③ 勤務時間中に、上司の許可無く職場を離れる事。
- ④ 勤務時間中に、許可無く使用の電話・メール等をする事。
- ⑤ 職務上知り得た個人情報をみだらに漏らす事。
- ⑥ 代表の許可無く他の業務につくこと。(アルバイトも)
- ⑦ 代表の許可無く、業務以外の目的を持って、会社の施設・機械器具・備品を使用し、また、持ち出す事。
- ⑧ ウッツの取引先より不当に金品または、利益を得る事。
- ⑨ ウッツの風紀、秩序、職場規律を乱す事。
- ⑩ 代表の許可無く他の会社に勤務し、または、自分で営業行為をすること。
- ⑪ 代表の許可無くウッツ内で、保護者・職員に対して政治活動・宗教活動をする事。
- ⑫ 代表の許可無く、署名活動をする事。
- ⑬ 業務上ウッツの依頼により作成した資料、作品等(パネルシアター、ペープサート含む)は、ウッツに帰属するものとし、ウッツの承認無くそれらを持ち出し、あるいは公表する等職務の目的外に使用すること。
- ⑭ 身だしなみ、服装については、ウッツの一員であることを常に自覚し、清潔で、明るい服装を心がける事。
- ⑮ 正当な理由なしに、業務遂行の為の指示、命令等に従わない事。



第10条 ハラスメントの禁止

1 パワーハラスメントの禁止

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景にした、業務の適正な範囲を超える言動により、他の労働者や、園児、保護者に精神的・身体的な苦痛を与えたり、就業環境を害することをしてはならない。

2 セクシャルハラスメントの禁止

性的言動により、他の労働者に不利益や不快感を与えたり、就業環境を害するようなことをしてはならない。

3 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの禁止

妊娠・出産等に関する言動及び妊娠・出産・育児・介護等に関する制度又は措置の利用に関する言動により、他の労働者の就業環境を害するようなことをしてはならない。

4 その他あらゆるハラスメントの禁止

第 10 条前項までに規定するもののほか、性的指向・性自虐に関する言動によるものなど職場におけるあらゆるハラスメントにより、他の労働者の就業環境を害するようなことをしてはならない。

第 17 条 慶弔休暇

正社員が次の事由により休暇を申出た場合は、以下の通り慶弔休暇を与える。

①本人が結婚した時

5 日（結婚後 6 か月以内に取得すること）

②配偶者、子又は父母が死亡した時

喪主の場合 5 日 その他 2 日

③兄弟姉妹、祖父母、配偶者の父母、又は兄弟姉妹が死亡した時

喪主の場合 5 日、兄弟姉妹 2 日、その他 1 日

④その他前各号に順じ会社が認めた時

必要と認めた日数

2、上記慶弔休暇は有給とする。

第 27 条 懲戒の事由

2 次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇に処する。ただし情状により訓戒、減給、出勤停止にとめる事がある。

①無断欠勤 1 4 日以上におよぶとき。

②欠勤、遅刻、早退、私用外出を繰り返し、数回にわたって注意を受けても改めないとき。

③ウツズの名誉もしくは、信用を著しく傷つけたとき。

④素行不良で著しく会社の秩序または、風紀を乱したとき。

⑤重大な経歴を詐称したとき。

⑥職務上の指示命令に不当に従わなかったとき。

⑦不正にウツズの金品を持ち出したとき。

⑧社内規定に違反し、または会社の指示に従わなかったとき。

⑨個人情報をもたらしたとき。

⑩許可無く業務機密に関する書類を閲覧し、または、物品書類等を持ち出し、または、持ち出さんとしたとき。

- ⑪酒酔い運転または、酒気帯び運転をしたとき。
- ⑫上記27条1に該当する行為を繰り返し、数回にわたって注意を受けても改めないとき。
- ⑬会社内で窃盗、横領、傷害等、刑法犯に該当する行為を行ったとき。
- ⑭会社外で刑法犯に該当する行為を行ったとき。
- ⑮その他この規則に違反し、または、前各号に準ずる行為があったとき。